平成２８年（フ）第１４７号
佐賀市多布施１丁目７番５－１号　レオパレスのぞみ203
債務者　大串　美加（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
宮崎県西都市大字三宅168番地１　県営住宅久保鶴団地５－204号
債務者　長友美喜子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０３号
宮崎市神宮西２丁目12番地　ロザート神宮西105号
債務者　國房　清彦（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目１番７号（ファミール城西302号）
債務者　日高　圭吾
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
鹿児島県鹿児島市南新町24番15号（野村アパート101号）
債務者　宮崎　幸男
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４６号
長野県佐久市新子田1896番地１　伊勢林団地Ａ６－202、申立時の住所長野県佐久市平賀5361番地１　ファイン桜101
債務者　篠原美穂子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４５号
兵庫県豊岡市出石町宵田43番地、前住所兵庫県豊岡市福田1495番地の４
債務者　小坂部昌和
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県洲本市五色町広石下505番地
債務者　石井　治孝
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県洲本市五色町広石下505番地
債務者　石井　典子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
佐賀県唐津市鏡2450番地　鏡市営住宅10棟２号
債務者　池田　文雄
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２０２号
大分市緑が丘２丁目13番１号
債務者　岡本　貴光
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５１０４号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目38－４－101
債務者　吹谷　正明
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１１３号
東京都江戸川区南葛西２丁目３－１－602
債務者　佐藤　尚子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１１６号
東京都練馬区大泉町４丁目30―11―102
債務者　野呂　光弘
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１２０号
東京都文京区白山１丁目33－８－508
債務者　金原由美子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１３０号
東京都板橋区本町39―４―303
債務者　高岡　友美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部